

日医発第 1662 号（保険）
令和 8 年 1 月 14 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

令和 8 年度診療報酬改定に係る諮問書及び議論の整理の送付
並びにパブリックコメント募集へのご投稿について（依頼）

令和 8 年 1 月 14 日に開催されました中医協総会におきまして、令和 8 年度診療報酬改定に関して厚生労働大臣より諮問が行われました。また、中医協におけるこれまでの議論の整理について審議が行われ、そこでの意見を踏まえて本日、「令和 8 年度診療報酬改定に係るこれまでの議論の整理」が公表され、同時にパブリックコメントの募集が開始されましたので、取り急ぎご連絡いたしますとともに、ご意見の投稿をよろしくお願い申し上げます。

中医協におきましては、本日の総会において添付資料 1 のとおり、（別紙 1）「診療報酬改定について」及び（別紙 2）「令和 8 年度診療報酬改定の基本方針（令和 7 年 12 月 9 日 社会保障審議会医療保険部会・医療部会）」に基づき答申するよう厚生労働大臣より諮問されました。

令和 8 年度の診療報酬改定に対しましては、添付資料 4 のとおり、令和 7 年 12 月 12 日に中医協として厚生労働大臣に意見具申し、その後の審議において、診療側（2 号）委員及び支払側（1 号）委員それぞれより、添付資料 5 及び 6 のとおり令和 8 年度診療報酬改定に対する意見が提出されたものであります。

添付資料 3 の「これまでの議論の整理」は、本日から厚生労働省ホームページにおいて、パブリックコメントの募集が開始されました。

募集要領は添付資料 2 のとおりであり、ご意見はインターネットによる意見提出フォームにより 1 月 14 日（水）から 1 月 20 日（火）【必着】 で受け付けられます。

※厚生労働省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/iken/p20260109-01.html>

（日本医師会ホームページ（メンバーズルーム）⇒「診療報酬改定に関する情報」⇒「令和 8 年」へリンク先を掲示する予定です。）

非常に短い期間ではありますが、貴職におかれましては、是非とも貴会会員にご周知いただき、ご意見を投稿いただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

また、中医協では、診療報酬改定にあたり、医療の現場や患者等国民の声を反映させるため、中医協委員が国民の声を聴く機会を設けることを目的に、診療報酬改定の度に「公聴会」を開催しているところであります。

令和8年度診療報酬改定に向けた公聴会は、下記のとおりにて開催されますことを申し添えます。

開催日時：令和8年1月21日（水）10時00分～12時00分

開催方法：オンライン形式

厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67619.html

<添付資料>

1. 諮問書（令和8年度診療報酬改定について）
（令8.1.14 厚生労働省発保0114第1号 厚生労働大臣）
（別紙1）診療報酬改定について
（別紙2）「令和8年度診療報酬改定の基本方針」
（令7.12.9 社会保障審議会医療保険部会・医療部会）
2. 「令和8年度診療報酬改定に係るこれまでの議論の整理」
に関するご意見の募集について・意見提出様式
（令8.1.14 中央社会保険医療協議会）
3. 令和8年度診療報酬改定に係るこれまでの議論の整理
（令8.1.14 中央社会保険医療協議会）
4. 令和8年度診療報酬改定について（案）
（令7.12.12 中央社会保険医療協議会）
5. 国民が望み納得できる、安心・安全で良質な医療を安定的に提供するための
令和8年度診療報酬改定に対する二号（診療側）委員の意見
（令7.12.26 中医協二号委員）
6. 令和8年度診療報酬改定等に関する1号（支払側）の意見
（令7.12.26 中医協1号（支払側）委員）

中	医	協	総	－	8
8	.	1	.	1	4

厚生労働省発保0114第1号
令和8年1月14日

中央社会保険医療協議会
会 長 小 塩 隆 士 殿

厚生労働大臣
上 野 賢 一 郎

諮 問 書

(令和8年度診療報酬改定について)

健康保険法（大正11年法律第70号）第82条第1項、第85条第3項、第85条の2第3項、第86条第3項、第88条第5項及び第92条第3項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第59条において準用する健康保険法第82条第1項（船員保険法第54条第2項及び第58条第2項に規定する定めに係る部分に限る。）及び船員保険法第65条第12項において準用する健康保険法第92条第3項（船員保険法第65条第10項に規定する定めに係る部分に限る。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第46条において準用する健康保険法第82条第1項及び国民健康保険法第54条の2第12項において準用する健康保険法第92条第3項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項、第74条第8項、第75条第5項、第76条第4項、第78条第5項及び第79条第3項の規定に基づき、令和8年度診療報酬改定について、貴会の意見を求めます。

なお、答申に当たっては、別紙1「診療報酬改定について」（令和7年12月24日）及び別紙2「令和8年度診療報酬改定の基本方針」（令和7年12月9日社会保障審議会医療保険部会・社会保障審議会医療部会）に基づき行っていただくよう求めます。